

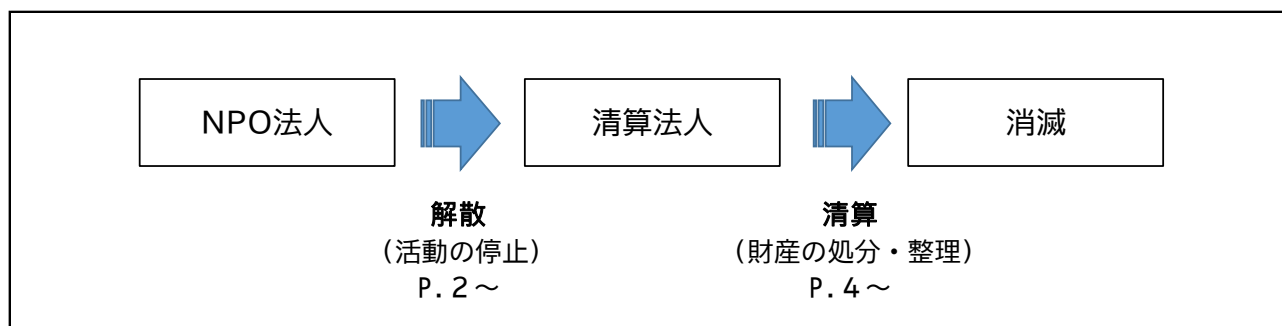
NPO 法人の解散について

1. 法人の消滅

「解散」は、法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に入ったという意味であり、解散によって直ちに法人が消滅して責任がなくなるわけではありません。

債権・債務の整理をし、残余財産を帰属先に引渡して清算が完了したのちに、所轄庁（郡山市）にその旨を届け出ることによって法人が消滅します。

そのため、社員総会は法人が消滅するまで最高意思決定機関として存在します。



Q. 解散せずに活動を休止できるの？

NPO法人には、**休止制度はありません**。事業を中止することはできますが、活動を行っていない場合でも、年1回の社員総会の開催や事業年度終了後の事業報告書の提出など、NPO法で定められている義務は免除されません。

Q. 解散せずに法人を放置しておくとうなるの？

- NPO法で定められている義務に違反した場合、過料に処せられる場合があります。
(例) 事業報告書等の提出を怠ったとき、役員を選任や登記を怠ったとき など
- 税金の減免申請を忘れた場合に支払いが負担となる場合があります。
- 他の社員と疎遠になって連絡が取れなくなったりすることで、解散総会を開催するのが困難となる場合があります。
- etc…

活動する見込みのないNPO法人を解散せずに放置することは、
不要な時間やお金をかけることになりかねません。

2. 解散

解散事由

NPO法人は、次の①～⑦のいずれかによって解散します。

① 社員総会の決議

解散の理由は問いません。社員総会で社員の 4 分の 3 以上が解散の承諾をした場合、解散します。
(定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれによります。)

② 定款で定めた解散事由の発生

あらかじめ定款に規定することで、NPO法で定めた解散事由以外の事由で解散することができます。たとえば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。

③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能になった場合に、所轄庁（郡山市）の認定を受けて解散することができます。ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることとなります。

そのため、単に人材不足や資金不足といった法人の主観的な事情では、「不能」とする認定を受けることはできません。このような場合には、「社員総会の決議」により解散します。

④ 社員の欠亡

社員が1人もいなくなった場合、解散となります。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。

⑤ 合併

吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。合併により設立する又は合併により存続するNPO法人は、主たる事務所を設置する所轄庁の認証が必要です。

⑥ 破産手続き開始の決定

NPO法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続き開始の決定をした場合です。

⑦ 設立の認証の取消し

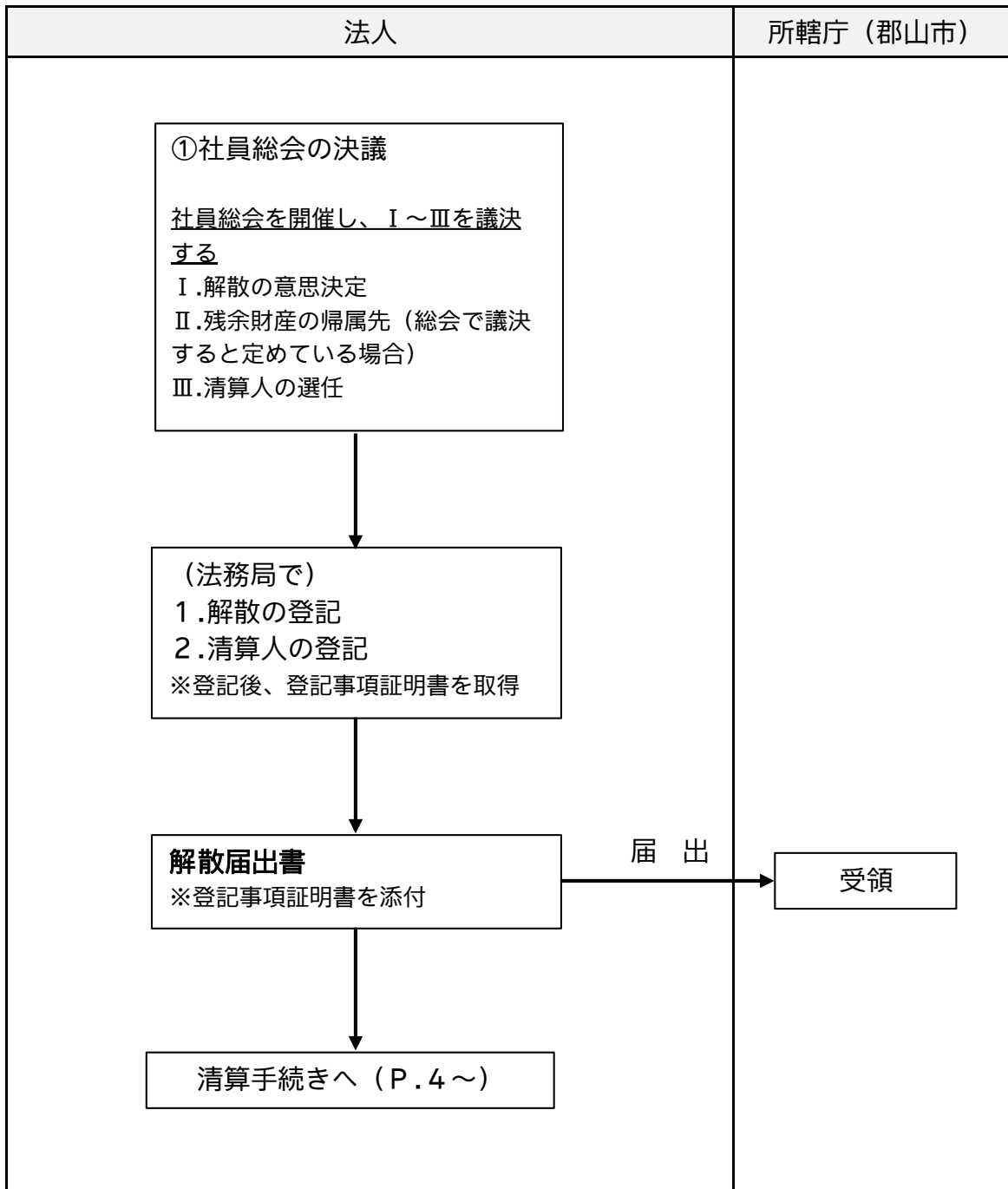
以下の場合に、設立認証が取り消されることがあります。

1. 改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき
2. 事業報告書等の提出書類を3年以上にわたって提出しないとき
3. 法令に違反した場合であって、改善命令によっては改善が期待できないことが明らかであり、かつ、他の方法によっては監督の目的を達することができないとき

解散手続きの流れ

解散事由により、解散手続きの流れが異なります。

ここでは、「①社員総会の決議」による解散手続きの流れを紹介します。

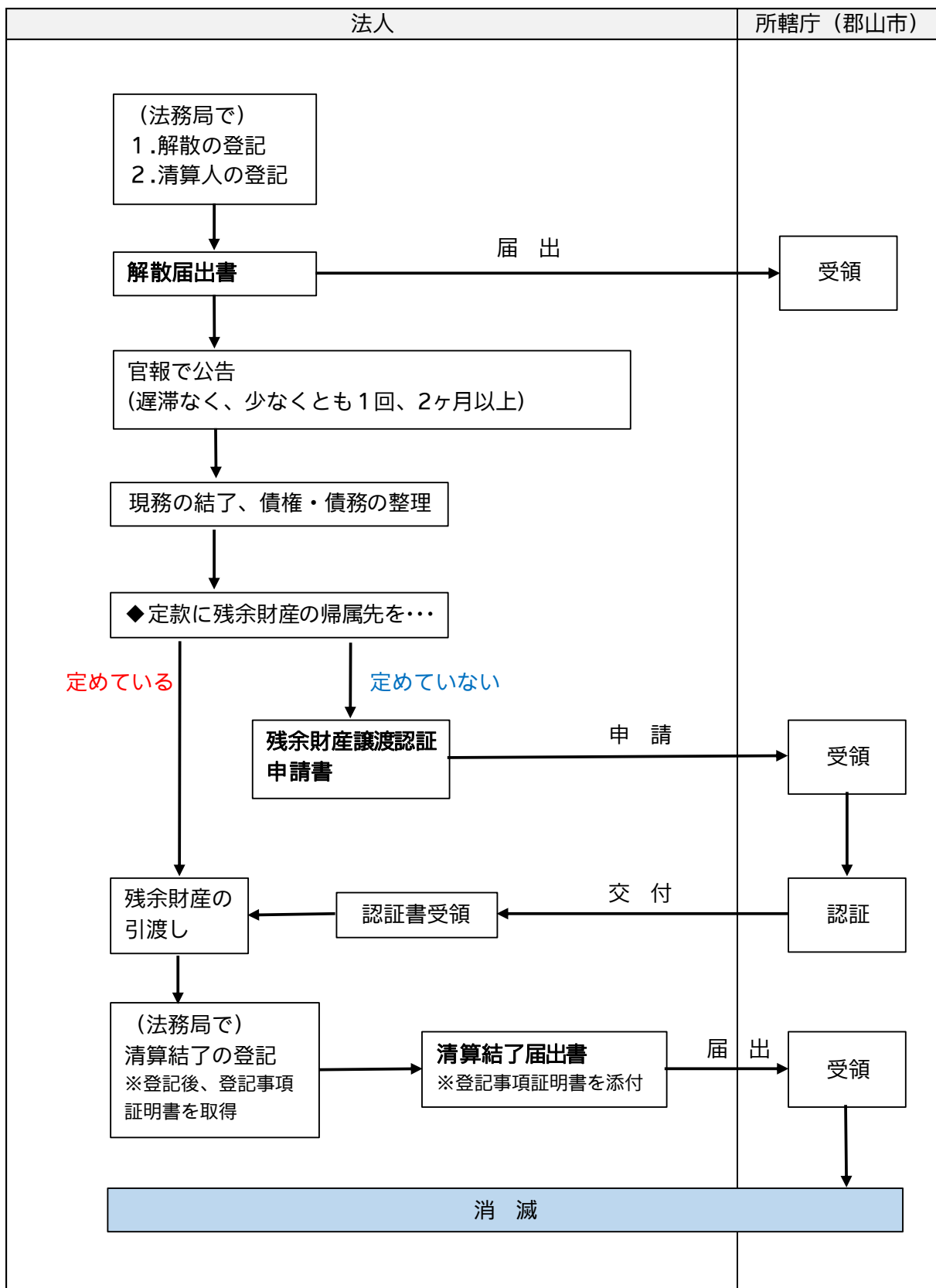


その他の事由による解散手続きの流れについては、市民・NPO活動推進課までお問い合わせください。

3.清算

清算手続きの流れ

清算手続きの流れは、以下のとおりです。



※清算中に清算人が新たに就任した場合、「清算人兼任届出書」を所轄庁（郡山市）に提出してください。

清算人の職務

清算人の主な職務は、以下のとおりです。

① 現務の結了

法人の消滅に向けて、法人の現在の活動を終了させるため、清算人は活動を終える方向で業務を行います。

すでに締結している契約（義務）を履行するための契約についてのみ、新たに締結することができますが、現在行っている活動を拡大・拡充するようなことは行うことができません。

② 債権の取立て及び債務の弁済

清算人は、法人の債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。

債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者の双方に解散する旨を告げる、「催告」を行わなければなりません。清算人が就任した日から遅滞なく、公告を官報及び定款に定めた方法によって行います。すでに判明している債権者に対しては、個別に申出を催告しなければなりません。

③ 残余財産の引渡し

債権・債務整理をして最終的に手元に残った財産を残余財産と呼び、清算人はこれを第三者に譲渡する手続きを行います。

公告

知られざる解散者に解散する旨を告げ、清算できるよう告知する必要があります。そのため、清算人は就任した日から遅滞なく、官報及び定款に定めた方法によって公告しなければなりません。

解散公告は、定款の公告方法で官報による掲載が定められていない場合でも、**必ず官報の公告が必要**です。

残余財産

法人が解散した場合、一般に、清算人が債権の取立てや債務の弁済などを行って、債権・債務を整理します。そして最終的に法人の手元に残った財産のことを、残余財産といいます。

残余財産は、定款の定めに従って、NPO法第11条第3項に掲げる者に譲渡しなければなりません。

① 残余財産の帰属先を定款で定めている場合

定款の規定に従って、残余財産を処分します。残余財産の帰属先として、具体的な団体名を規定している場合は当該団体に、解散総会で選定する旨を規定している場合は当該総会で選んだ団体に譲渡します。

② 残余財産の帰属先を定款で定めていない場合

清算人は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。

③ 上記方法で処分されない財産

国庫に帰属します。

<NPO法第11条第3項に掲げる者>

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. NPO法人 | 4. 学校法人 |
| 2. 国又は地方公共団体 | 5. 社会福祉法人 |
| 3. 公益社団法人又は公益財団法人 | 6. 更生保護法人 |

4. Q&A

Q1. 総会の決議ではなく、理事会の決議で解散することはできるの？

理事会の決議で解散することはできません。

NPO法第31条第1項には、解散事由として「社員総会の決議」が規定されていると同時に、「定款で定めた解散事由の発生」によっても解散すると規定されており、後者により「理事会の決議」により解散する旨の定めがあれば、解散できるかのように見えます。

しかし、NPO法第31条の2は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない旨を規定しており、定款に別段の定めをする場合でも、法定の決議要件の加重・軽減をすることはできても理事の議決によって解散できる旨の定めをすることはできないと考えられています。

Q2. 官報ってなに？

「法令の公布紙・国の広報誌」として発行されている全国紙です。公告の方法や掲載料金については官報販売所にお問い合わせください。

福島県官報販売所（(株)西沢書店）
〒960-8041
福島県福島市大町7-20
電話 024-522-0161

Q3. 債権者がいないと思われる場合は、公告を行わなくていいの？

公告は必ず行わなければなりません。

官報による公告を行い、債権者が一定期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記することで、債権者を確定し、清算を結了させることとなります。

すでに判明している債権者に対しては、個別に申出を催告しなければなりません。

Q4. 残余財産の帰属先を決めるにあたって、相手方の承諾は必要なの？

相手方の承諾は不要です。また、残余財産の帰属先として選ばれたからといって、引き取りに義務が生じるわけではなく、帰属の拒否をすることもできます。

記入例

第 11 号様式（第 14 条関係）

解散届出書

提出日（郵送の場合は投函日）を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市長

届出者 住 所 福島県郡山市〇〇町〇番〇号
 氏 名 郡山 がくと
 電話番号 024-000-0000

清算人個人の住所を記載

解散した特定非 営利活動法人	名 称	特定非営利活動法人〇〇〇〇
	主たる事務所 の所在地	福島県郡山市〇〇町〇番〇号
解 散 の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 社員総会の決議 <input type="checkbox"/> 定款で定めた解散事由の発生 <input type="checkbox"/> 社員の欠亡 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定	} 該当する理由のいずれかに チェック
残余財産の処分 方法	<p style="color: red;">（例 1）定款で残余財産の譲渡先を規定している場合</p> <p style="color: red;">→ 「定款の規定に従い、解散総会で選定した〇〇〇〇に譲渡する。」</p> <p style="color: red;">（例 2）残余財産がないと思われる場合</p> <p style="color: red;">→ 「残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、〇〇〇〇に譲渡する。」</p>	

備考

- 1 解散の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付してください。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる場合があるので、譲渡先は確認（選定）してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇臨時総会議事録

1. 日 時： 〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇分から〇時〇分まで
2. 場 所： 福島県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇会館〇〇会議室
3. 出席者数： 〇名（うち委任状出席者数〇名） 正会員総数〇〇名
4. 議長の選任
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の総会において、上記のと通りの者が出席した。
理事長〇〇〇は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。
議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。
5. 議 事
第1号議案 解散の件
議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。
第2号議案 残余財産の処分の件
(例1) 議長は、残余財産に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。
(例2) 議長は、残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。
第3号議案 清算人の選任の件
議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。
清算人 〇〇〇〇
第4号議案 議事録署名人の選任の件
議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。
議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。（〇〇時〇〇分）

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名をする。

〇〇年〇〇月〇〇日

記載年月日は、解散総会開催日またはそれ以降の年月日

議 長 〇〇 〇〇

議事録署名人 〇〇 〇〇

同 〇〇 〇〇

記入例

第14号様式（第17条関係）

清算終了届出書

提出日（郵送の場合は投函日）を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市長

届出者 所在地

福島県郡山市〇〇町〇番〇号

名称

特定非営利活動法人〇〇〇〇

清算人個人の住所を記載

清算人の氏名

郡山 がくと

電話番号

024-000-0000

清算終了登記年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

登記事項証明書の清算終了の
登記日と一致